

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令要綱

第一 特別区の設置についての投票に関する事項

一 特別区設置協議会は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「法」という。）第五条第六項の規定により関係市町村の長に特別区設置協定書を送付する場合には、当該特別区設置協定書の要旨を作成し、併せてこれを送付しなければならないものとする。 （第一条関係）

二 関係市町村の長は、法第五条第六項の規定により特別区設置協定書の送付を受けた場合においては、一の規定により送付を受けた要旨と併せて、これを当該関係市町村の選挙管理委員会に送付するものとし、法第六条第三項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、当該特別区設置協定書の内容及び要旨を告示し、かつ、関係市町村の事務所その他適当な場所において、当該特別区設置協定書を公衆の閲覧に供し、及び投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、当該要旨を掲示しなければならないものとする。 （第二条関係）

三 全ての関係市町村の法第七条第一項の規定による投票は、同項に規定する期間内において、関係市町村が協議して定める同一の期日に行わなければならないものとする。 （第三条関係）

四 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、法第七条第一項の規定による投票の投票権を有するものとし、当該投票には公職選挙法の選挙人名簿を用いるものとする。 (第四条関係)

五 法第七条第一項の規定による投票について公職選挙法のうち準用しない規定を定めるものとする。 (第五条関係)

六 法第七条第一項の規定による投票に公職選挙法の規定を準用する場合の読替えを定めるものとする。 (第六条関係)

七 関係市町村の選挙管理委員会は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任するものとする。 (第七条関係)

八 法第七条第一項の規定による投票に準用する公職選挙法施行令の規定及びその読替えを定めるものとする。 (第八条関係)

九 法第七条第一項の規定による投票が異議の申出等の結果その全部又は一部が無効となった場合においては、関係市町村の選挙管理委員会は、当該異議の申出に対する決定が確定した日等から四十日以内に

再投票に付さなければならぬものとする。 (第九条関係)

十 関係道府県の知事は、当該関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認し、かつ、全ての関係市町村の長から法第六条第二項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならぬものとする。 (第十条関係)

十一 法第七条第三項の規定により配布する公報に準用する公職選挙法の規定及びその読替えを定めるものとする。 (第十一条関係)

十二 一、二及び四から十一までの規定は、法第十三条第一項において準用する法第七条第一項の規定による投票について準用するものとする。 (第十二条関係)

第二 特別区の設置があつた場合における特例に関する事項

一 法第二条第三項に規定する特別区の設置 (十三を除き、以下「特別区の設置」という。)があつた場合においては、従来当該特別区の地域の属していた関係市町村 (以下「旧所属市町村」という。)の長であつた者 (旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の長であつた者のうちからその協議により定めた者)が、当該特別区の区長が選挙されるまでの間、その職務を行うものとする。 (第十三

条関係)

二 特別区の設置があつた場合においては、一の規定により当該特別区の区長の職務を行う者（以下「職務執行者」という。）は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、執行するものとする。 （第十四条関係）

三 特別区の設置があつた場合においては、職務執行者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該特別区の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができるものとする。 （第十五条関係）

四 特別区の設置があつた場合においては、当該特別区の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者（旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者の互選により定めた者）をもつて充てるものとする。 （第十六条関係）

五 関係市町村は、特別区設置協定書に特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数が定められた場合において、法第九条第二項の規定による告示があつたときは、直ちにこれらを告示しなければならないものとし、告示された特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選

挙すべき議員の定数は、当該特別区の条例により設けられ、及び定められたものとみなすものとする。と。(第十七条関係)

六 特別区の設置があつた場合において必要となる関係市町村及び関係道府県の財産処分については、特別区設置協定書の定めるところによるものとする。 (第十八条関係)

七 特別区の設置があつた場合においては、従来その地域において旧所属市町村が処理していた事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区又はこれを包括する道府県が承継し、従来その地域において関係道府県が処理していた事務の一部は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区が承継するものとする。 (第十九条関係)

八 七の場合において、旧所属市町村の収支は、その廃止の日をもって打ち切り、旧所属市町村の長であつた者が決算するものとし、七の規定により事務を承継した特別区の区長又は道府県の知事において、当該決算を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するとともに、当該決算の要領を住民に公表しなければならないものとする。 (第二十条関係)

九 特別区の設置があつた場合において、旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事は、当該特別区の設置の日から二十日以内に、その担任する事務を、七の規定により当該事務を承継した特別区の区長若しくは職務執行者又は道府県の知事に引き継がなければならないものとする。 (第二十一条 関係)

十 九の規定による事務の引継ぎの場合においては、旧所属市町村の長であつた者又は関係道府県の知事は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならないものとする。 (第二十二條關係)

十一 地方自治法施行令第七十六条第一項 (第二号を除く。) 及び第七十七条第一項 (第三号及び第四号を除く。) の規定は、特別区の設置があつた場合について準用するものとする。 (第二十三條 關係)

十二 特別区の設置があつた場合における地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第十八条第一項及び第二十二條第一項の規定の適用について、必要な読替えを行うこと。 (第二十四條關係)

十三 一から十二までの規定は、法第十三条の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による特別区の設置について準用するものとする。 (第二十五条関係)

第三 施行期日

この政令は、大都市地域における特別区の設置に関する法律 (第四条から第六条までの規定を除く。)
() の施行の日 (平成二十五年三月一日) から施行するものとする。 (附則関係)